

Title	明治二十三年民法 (舊民法) 編纂過程における婚約
Sub Title	The codification of Japanese civil-code (1890) and the betrothal
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.9 (1957. 9) ,p.41- 48
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570915-0041">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570915-0041</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 明治二十三年民法(舊民法)編纂過程における婚約

手塚 豊

周知のごとく、現行民法には、婚約に関する規定は全く存在しない。現行民法に先立つ明治民法および舊民法においても、また同様であった。しかし、これら兩法典の編纂過程においては、その問題が論議されたことがあり、とくに舊民法の場合は、第一草案から再調査案を経て元老院提出案に至るまで、すなわち法律取調委員会における審議の過程においては、終始、婚約に関する若干の規定が存在し、舊民法を審査した元老院の審議において遂に削除されたものである。

舊民法の第一草案および元老院提出案に、婚約の規定が存在したことは、後に明治民法編纂の法典調査会における梅謙次郎博士の發言(明治二十八年十一月十五日)に、兩草案(元老院提出案を第二草案と呼んでいる)の條文を掲げての説明があるため、かつて堀内節判事の「親族法要義」に、その發言の内容が法典調査會速記録によつて掲載されたことがあり、また、最近では高梨公之博士の「日本婚姻法論」にも、前記速記録を引用して記述されていること

明治二十三年民法(舊民法)編纂過程における婚約

とて、かなり一般的に知られている事實と思われる。しかし、舊民法編纂の過程において、婚約の規定がどのように論議され、どのように推移したのか、そしてまた元老院ではなぜその規定を削除したのか、という問題については、これまでほとんど考證、考察されたことがないようである。

本稿は、そうした問題に関する資料を、現在までに私の知りえた限り集録、整理したものである。質量共にきわめて貧弱であり、とくに元老院の論議に関する資料がほとんど絶無に近いのは甚だ残念であるが、元老院に至るまでの過程における婚約規定の動きは、これらの資料によつて不十分ではあるが、一應は判明することであろう。この未熟な紹介が、近代日本婚約史研究の發展に多少とも役立つならば幸である。

(1) 梅博士のいわゆる第二草案が、元老院提出案に該當することについては、拙稿「明治二十三年民法(舊民法)における戸主權」法學研究第二七卷六號三九頁―四〇頁註7参照。

(2) 堀内節「親族法要義」(昭和十五年)二〇八頁—二二二頁。

(3) 高梨公之「婚約——その意義と慣行および法意識」日本婚姻法論・四八頁。高梨博士は舊民法第一、第二草案の條文を引用し、つづいて「ところがこの第二草案の規定は、起草委員會で削除しかるべしということになり、法典調査會では佛法派の梅謙次郎が削除説の維持に努め、厭な婚約を強制するに墮りやすい婚約は公秩に反して無効、むしろ事情によつて不法行為の成立を認めれば足るではないか、と説いて土方寧等の反對を抑え、ついに削除に成功した」(前掲書・四八頁—四九頁)といわれる。また、博士は別の論考で、この梅博士の發言を「明治民法第二草案の審議過程で」述べられたものといわれる(「婚約放棄責任の理論構成について」會田博士喜壽記念論文・三四五頁)。すなわち、博士は梅博士のいわゆる「第一草案」「第二草案」を、明治民法のそれと早合點し、舊民法草案の審議と、明治民法原案に對する審議とを混同されているのである。高梨博士の論稿はいずれも精緻な研究であるだけに、この錯覺は惜しむべきものといわねばならぬ。

(4) 熊谷開作教授が最近發表された「婚約の効果——徳川時代から現代へ——」では、舊民法第一草案の婚約とその立法理由を述べておられるが、元老院提出案のそれについては全くふれることなく「婚約の効果も元老院へくるまでにけずられたのではないか」(阪大法學第一九號二六頁)と推定されている。教授が、梅博士の發言を参照され、博士のいわゆる第

二草案が元老院提出案であることを了解されたならば、そのような誤つた推定はなされなかつたであらう。明治二十八年十一月十五日、法典調査會における婚約問題の論争を、速記録によつて紹介されている教授が、同日の會議の冒頭に述べられた梅博士の發言を見落されたのは、甚だ残念である。

明治二十一年十月初め頃、司法省內法律取調委員會の組合(小委員會)で起草、完成した人事編第一草案には、次のごとく婚約に關する規定を有していた。この條文は、前に述べたごとく梅博士の發言中にもあるし、またその立法理由書の一部分と共に、熊谷教授の前掲論考にも引用されているが、順序を追う必要から次に掲げておく。

第三十九條 婚姻ヲ爲スヘキ約束ハ其婚姻ヲ爲スノ義務ヲ生セス然レトモ約束者ノ一方正當ノ理由ナクシテ其履行ヲ拒ムトキハ他ノ一方其約束ヲ信シテ爲シタル實費賠償ノ責ニ任ス(3)

そして、本條に關する草案理由書の全文は、次の通りである。  
本條ハ伊國民法ヨリ採用シ來ルモノニシテ、婚姻ノ約束ノ効果ヲ規定セリ。佛國ニテハ學說及ヒ裁判例ニ依リ此約束ハ無効ト定マレトモ、之ヲ明言スルハ無用ニアラサルヘシ。婚姻ノ約束ハ、其例尙ホ夥多アルノミナラス、慣習ニ依レハ、之ヲ履行スルノ義務アルカ如シ。今其規則ヲ一變シ、之ヲ無効ト爲シタルモノハ他ナシ、婚姻ハ人間一生ノ幸福ニ關係スルモノナレハ、双方ノ承諾充分ニ自由ナルコトヲ要ス。一旦約束ヲ爲シタル爲メ、止ムヲ得

スシテ婚姻ヲ爲ストキハ、其惡縁ニ陥ラサルハ甚タ稀ナルヘシ。況ンヤ、本人ノ幼弱中ニ父母其婚姻ヲ約束シタル場合ニ於テ、之ヲ履行スルノ義務アリト爲ストキハ、其弊害ニ堪ヘサルヘシ。

婚姻ノ約束ハ、無効ニシテ之ヲ履行スルノ義務ヲ生セスト雖モ、一旦約束ヲ爲シ、更ニ正當ノ理由ナクシテ其履行ヲ拒ムトキハ、其所爲タル民法上ノ犯罪又ハ准犯罪（不法行爲——手塚註）ヲ構成スヘシ。從テ其所爲ヨリ生スル損害ノ賠償ヲ爲サルヘカラス。然レトモ、普通法ニ從ヒ違約ヨリ生スル無形ノ損害ヲモ賠償スヘキモノト爲ストキハ、止ムヲ得スシテ婚姻スルニ至ランコトヲ恐れ、只實費賠償ノ責アルモノト爲セリ（手塚註）。

イタリー民法に準據したというが、それは一八六五年の民法典を指す。人事編起草の參考資料として法律取調委員會が編纂した「民法草案人事編九國對比」の譯文によると、次のような規定である。

第五十三條 婚姻上互相ノ約束ハ之ヲ締結スルニ關シテハ法律上ノ責務ヲ生セス又此約束ヲ履行スル爲メニ締結シタル行爲ヲ履行セシムルニ足ラサル者トス

第五十四條 若シ此約束ヲシテ丁年者若クハ未丁年者カ其婚姻ノ有効タルニ必要スル人ノ承諾ヲ得テ公式若クハ私式ノ證書ヲ以テ締結セル者ニ係ラシムレハ則チ締結者ノ至當ナル理由ナクシテ其履行ヲ拒却スル所ノ人ハ他ノ約束カ此婚姻上ノ約束ニ關シテ支消シタル費用ヲ辨償セサル可カラズ

然レ供其約束ヲ履行ス可キ期日ヨリ滿一年ノ以後ニ於テスル辨償ノ請求ハ採用セラレサル者トス

第一草案第三十九條は、イタリー民法第五十三條および第五十四

明治二十三年民法（舊民法）編纂過程における婚約

條の趣旨を繼承し、それを一カ條に壓縮したものであることがわかる。第一草案の起草者達が、わが國の慣習では、婚約を履行する義務があつたことを肯定しつつ、しかもなお草案にはその義務を否定し、ただ不當に破棄した際の「實費賠償」だけを規定したことは、注意さるべきであらう。

第一草案は、明治二十一年十月六日附を以て、各裁判所および地方長官等に送られて、その意見が徴され、その回答は山田司法大臣のもとに集められ、法律取調委員會の參考資料に供せられたが、それらの意見書の中で、婚約の問題にふれているものは、それほど多くない。その主なるものは、次の通りである。

水戸始審裁判所檢事若井平世の修正案およびその理由書<sup>(6)</sup>

第三十九條 婚姻ハ其配偶ス可キ男女双方本人愛戀ノ至情互ニ適合スルヲ以テ結婚成リ立チノ原因トス然リト雖モ其男女双方人ハ次條以下ノ條件（婚姻の要件——手塚註）具備シ且公式ヲ履行スルヲ必要トス

但シ婚姻ス可キノ豫約ヲ爲スト雖モ其一方本人愛戀ノ情ニ於テ缺ル所アル時ハ其豫約ヲ履行ス可キノ義務ヲ生セサルモノトス

理由

結婚配偶スルハ……愛戀ノ至情結合シテ、以テ夫婦ノ一小社會ヲ構造スルノ形狀ニシテ、普通ノ契約上ヨリ成リ立タルモノニ非サルハ、既ニ原按婚姻ニ關スル各條中契約ナル法語ヲ用ヒサルヲ參照スルモ、亦明瞭ナレハ敢テ贅辯ヲ要セスト雖モ、第三十九條（第一草案を指す——手塚註）……ハ是レ例外ニ示スヘキモノヲ正

則トシテ掲ケラレタルモノノ如シ。果シテ之ヲ正則ト看做ストキハ、總テ婚約ノ約束ヲ爲シタル者ハ皆其婚約ヲ爲ス可キ義務無シト云フモノノ如クニシテ、男女結婚スヘキノ義務ハ如何ナル場合ニ於テ生スルヤ了解シ難シト云フニ至ラン。然ルニ原按ノ精神ハ必スシモ然ラサル可シ。婚約ハ普通ノ契約上ヨリ成リ立ツモノニ非スト云フヲ正則トシ、若シ婚約ノ豫約ヲ爲ス者アルモ、双方本人相愛ノ情適合セサル所アレハ、一方其豫約ニ違ヒ其二方ヨリノカ豫約履行ノ求メヲ爲スト雖モ、其一方ハ之レニ應ス可キノ義務ヲ生スルコト無シトノ例外ヲ示サレタルモノト思料セリ。又同條末項ニ其約束ヲ信シテ爲シタル實費賠償ノ責メニ任ス可シトアルハ、正當ノ婚約ノ設ケラ爲シタル實費ノミヲ指示シタル意旨ナル可シト雖モ、之レヲ實施スルニ至テハ大ナル弊害ヲ生スルノ恐レナキヲ得ス。今其一例ヲ掲ケテ之ヲ論センニ、目下娼妓ノ徒ノ如キ起請或ハ誓詞ト稱シ、情人ニ付與スル書類アリ……之レニ證券印紙ヲ貼用シテ、以テ裁判所ニ提出スルトキハ、取りモ直サス婚約ノ約束證書タリ。……智慮淺薄ノ青年輩、其約束書ヲ信シテ實際許多ノ財産ヲ浪費シ、財既ニ盡クルニ至レハ、一方ハ必ス違約シ、其一方ハ其違約ノ爲メ實際費消セシ損害莫大ナリトシ、之レカ賠償ヲ訴求スル者、枚擧ニ遑アラサル可シ。……仍テ實際不正ノ損害ヲ加ヒタル者ハ、草案第八百九十條等（損害賠償ノ規定——手塚註）ニ委附シ、本條中ニハ之ヲ削除スルヲ穩當ト思料セリ。是レ前記ノ如ク修正ヲ要スル所以ナリトス（手塚註）。

廣島始審裁判所檢事與宮正治外三名の意見

此種（婚約ノ豫約を指す——手塚註）ノ契約ハ多ク口頭ニ止マル

モノ其多キニ居ルヲ以テ、事ヲ爰ニ藉リ、争訟ヲ紛起シ、毒婦姦人カ良家ノ男女ヲ脅迫シテ金圓ヲ貪ルノ手段トナリ、種々ノ弊害ヲ醸生スルノ恐れ少トセス。依テ伊太利民法第五十四條ノ如ク婚約豫約ハ書面ノ契約ニ限ルトノ趣旨ニ改ムレハ、其弊ヲ塞クニ足ラン乎（手塚註）。

松江始審裁判所長新井善教の修正案およびその理由書

本條ノ末段ニ「但賠償請求ノ訴權ハ約束違背ノ當時ヨリ一年以後ニ至リテ之ヲ失フモノトス」ノ文字ヲ追加スヘシ理由

婚約契約違背ノ所爲タル他ノ契約違背ノ所爲ト異ナリ、人事上道義ニ關スルコト著シキヲ以テ、基ラ此ニ開テ争訟ヲ起サシメンカ、双方共ニ道義ノ感情ヲ傷クルコト甚シク、私行上ノ攻撃ヲ以テ主タル目的トスルニ至ル可ク、事實如斯ノ訴訟ラシテ其數ヲ多カラシムルトキハ、社會一般ニ對シテ賤劣ナル感情ヲ傳播センメ、遂ニ國家ノ惡徳ヲ養生スルモノト謂フ可シ。果シテ然ラハ如斯訴訟ハ成ル可ク之ヲ防止スルヲ以テ可ナリトス（手塚註）。

これらの意見書にみられる共通の趣旨は、婚約の履行義務の否定に異議なきこと、さらに不當破棄の損害賠償をみとめるとしても、なるべく制限すべきこと等であつた。すなわち、婚約については消極的意見のみが上申されたものとみていい。

第一草案第三十九條は、明治二十二年二月十四日の法律取調委員會の本會議で審議されたようであるが、どんな討論が行われたかは残念ながら明らかでない。しかし、委員の一人であつた村田保舊藏

「民法草案人事編」(第一草案の條文だけの活字本、村田が委員會にて使用したもの)の第三十九條の餘白の書入れに「佛英ニテハ實費ニ非ス、損害賠償ナレハ多額ヲ言渡スコト□□(二字不明——手塚註)」とあることから推測するに、實費賠償かあるいは一般的な損害賠償かの點が、論議されたのであろう。

明治二十三年のはじめ頃、法律取調委員會では、第一草案を修正した再調査案を一應まとめたが、この草案では婚約の規定が次のように改められている。

第二十四條 婚姻ヲ爲サントスル約束ハ其婚姻ヲ爲スノ義務ヲ生

セス然レトモ約束者ノ一方カ正當ノ理由ナクシテ其履行ヲ拒ムトキハ他ノ一方ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ス

委員會では、婚約の不當破棄に對して單なる實費賠償ではなく、一般的な損害賠償を以てする意見が、勝ちを占めたことを意味する。すなわち、再調査案の規定は、第一草案のそれよりも、婚約を尊重し、それがためその不當破棄に對しては、一層廣範圍の賠償責任を負わせたものとみていい。また、このことは、委員會が前に述べた第一草案に對する多くの意見書の見解を採り入れず、むしろその反對の方向に進んだことを示している。

この再調査案は、委員會においてさらに審議されたが、その際、村田保は次のような修正意見を提出している。

村田保委員の修正意見

第二十四條ヲ左ノ如ク修正ス

婚姻ノ約束ヲ爲シテ當事者ノ一方カ正當ノ理由ナクシテ其履行ヲ

明治二十三年民法(舊民法) 編纂過程における婚約

拒ミタルトキハ他ノ一方ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ス  
理由

法律上ニ約束ハ履行スルノ義務ヲ生セスト掲クルハ、其體裁ヲ得タルモノニ非ス。何トナレハ、凡ソ合意ハ實行スルヲ本則トスレトモ、人ノ身體ヲ拘束セサレハ實行セシムルヲ得サルモノニ至テハ、獨リ婚姻ノ場合ノミナラス、其他ノ作爲不作爲ノ義務ニ於テモ其合意ヲ實行セサルトキハ、唯タ損害賠償ヲ求ルノ外ニ道ナケレハナリ(句讀點)。(手塚註)

この意見をめぐる討議についても、残念ながら知ることができないが、委員會の最終決定案すなわち元老院提出案に、再調査案そのままの規定が織りこまれていることからみて、村田の意見は多數の賛成を得られなかつたのであろう。再調査案第二十四條は、元老院提出案では第三十七條になつてゐる。この條文を、梅博士が「第二草案第三十七條」として引用していることは、前に述べた通りである。

元老院提出案に對する同院の審議は、明治二十三年五月より開始されたが、それに先立ち同案は、第一草案の場合と同じく、各方面に送呈され、意見が徴せられた。元老院審議の参考に資せんがためである。<sup>(10)</sup>この要望に應じて提出された意見書の中で、婚約の問題にふれているものは、私の知る限りにおいてわずかに次の一篇にすぎない。

秋田始審裁判所長薄井龍之、同判事堀清以、同判事奈良繪

興、同判事試補宗方文三の意見<sup>(1)</sup>

本條中然レトモ以下ハ舊草案（第一草案を指す——手塚註）ヲ優レリトナス。抑婚姻ハ人ノ大禮ナルヲ以テ一旦之カ方式ヲ履行シ、其約束成立シタル以上ハ、恣ニ離婚等ヲ許ササルヘシト雖トモ、各人畢生ノ幸、不幸ニ關スル所ナルヲ以テ、其約束成立セサル初メニ於テハ、法律上強テ之カ履行ヲ命スヘキモノニアラス。然ルニ本條然レトモ以下ノ如ク、普通違約損害賠償ノ制裁ヲ附シ、暗ニ之ヲ羈糜スルトキハ必ス舊草案理由書ニ云々スル如キ弊害ヲ免ルヘカラサルモノアルヲ恐ル、ナリ。

この意見は、婚約の不當破棄に對して一般的損害賠償責任をみとめることに反對し、せめて第一草案の實費賠償の線にまで後退することを希望したものであつた。

元老院は、草案審議のため十五人の調査委員を選び、草案の大削減を斷行したが、その際第三十七條は全文削られ、婚約に關する規定は、舊民法から全くその姿を消したのである。削除の理由を物語る資料を、見出しえないのは寔に残念である。調査委員の一人として活躍した村田保の舊藏「民法草案人事編」（元老院提出案の條文だけの活字本、村田が元老院にて使用したもの）にも、第三十七條の欄外に「削」とのみあつて、他に何等の書入れも残されてはいない。

しかし、元老院の審議の方針は「無用と存じますることと美風を損しますること」を「削除<sup>(18)</sup>」するにあつたといわれるから、第三十七條の場合にも、そのいづれかに該當するものと考えられたことは

たしかである。保守的傾向のつよかつた調査委員達は、婚約の履行義務の否定や、不當破棄に對する損害賠償を、條文として掲げることは、日本の道德的「美風」を害するものと考へたのかも知れない。また、前に述べたごとく、第一草案以來、司法官から寄せられた意見書のほとんど全てが、婚約破棄の賠償には消極的であつたことも、その規定の削除に、なにほどの影響をあたえたものと推察してよからう。

- (1) 梅博士の述べている第一草案第三十九條は、原文と若干字句の相違がある。すなわち原文の「然レトモ」が「若シモ」となつており、また、「約束者ノ一方正當ノ理由」が「約束者ノ一方カ正當ノ理由」、「他ノ一方約束ヲ信シテ」が「他ノ一方ハ約束ヲ信シテ」となつている（法典調査會議事速記録）日本學術振興會版——以下、學振版と略稱——第四五卷一六二枚表）。堀内・前掲書、高梨・前掲書共に、梅博士の引用文そのままを掲げている。

(2) 熊谷・前掲論文・二五頁。

(3) 「民法草案人事編理由書」第四章婚姻四〇枚裏—四一枚表。

(4) 「民法草案人事編九國對比」（學振版）四一枚表裏。

(5) 拙稿・前掲戸主權(一)・法學研究第二六卷一〇號九頁。

(6) 「民法編纂ニ關スル裁判所及司法官意見書上」（學振版）六枚表—六六枚裏。

(7) 前掲書・六六枚裏。

(8) 前掲書・六六枚裏—六七枚裏。

(9) 「民法編纂ニ關スル諸意見並雜書(白)」（學振版）一六八枚裏。

(10) 拙稿「明治二十三年民法(舊民法)における養子制度(三)」  
法學研究第二八卷一一號四一頁。

(11) 「民法編纂ニ關スル裁判所及司法官意見書(中)」(學振版)二  
四枚裏。

(12) 拙稿・前掲戸主權(二)・法學研究第二七卷六號四〇頁以下參  
照。

(13) 調査委員であつた小畑美稻の言葉(第一帝國議會會貴族院に  
おける發言)〔大日本帝國議會誌〕第一卷二六二頁。

○

以上に紹介したように、舊民法編纂の過程においては、元老院提  
出案に至る諸草案に、いずれも婚約に關する規定を有していた。そ  
の場合、婚約の履行義務そのものを否認したことは、すべての草案  
に共通する現象であるが、ただその不當な破棄に對して實費賠償か  
一般的損害賠償かの點が相違していたにすぎない。草案に對する諸  
意見書の見解も、ほとんどすべて賠償の廣狹の問題にしぼられてい  
た。わずかに村田保の意見が、約束は守らるべしとの立場から、履  
行義務の否定を明示する條文に反對したことがめだつた。

草案審査の最後の段階であつた元老院は、前に述べた通り、それ  
に關する條文を削除した。その理由が、たとえ婚約の効果を從來の  
慣習に從つて肯定する立場からであつたにもせよ、そして不當破棄  
の賠償を風教上好ましからざるものと考えたにもせよ、あるいはま  
た、規定の趣旨は是認するがただ明文を以て表示することをさけた  
ものであつたにもせよ、いずれにしても、明文を削除した以上は、

婚約およびその不當破棄に對する法律的判斷を、すべて將來の學說  
に一任する結果を生んだことは否定できない。ところで、舊民法公  
布後の諸學者の見解は、明文はなくとも元老院提出案の趣旨をその  
まま肯定したものがきわめて多い。例えば熊野敏三は「民法正義」  
において「婚姻ハ契約ニアラス故ニ婚姻ノ事項ニ契約ノ元則ヲ援引  
スルヲ得ス」との立場から「豫約ハ之ヲ履行スヘキ義務ヲ生セス從  
テ他人ト婚姻ヲ爲スノ妨碍ト爲ラスト雖モ一旦約束ヲ爲シ理由ナク  
シテ違約スルトキハ其所爲タル惡意又ハ懈怠ニ出ツルニ從ヒ民法上  
ノ犯罪又ハ准犯罪ヲ構成スヘシ故ニ普通法ニ從ヒ其所爲ヨリ生シタ  
ル不正ノ損害ヲ賠償スヘキヤ論ヲ俟タス」と述べている。すなわ  
ち、婚約は無効であるが、不當破棄は不法行爲として損害賠償をみ  
とめる意見である。また、岸本辰雄の「民法人事編講義」も「婚姻  
豫約ハ民法上ノ契約ニ非ス從ヒテ其違約者ニ損害賠償ノ義務ナク又  
強ヒテ婚姻ヲ爲スノ義務ナシ」；然リト雖トモ婚姻豫約ヲ破ル如キ  
ハ實際上最モ多クノ場合ニ於テ一方ニ損害ヲ醸生スルモノナレハ財  
産編第三百七十條ノ原則ニ依リ其損害ノ不正ニ出テタルトキハ固ヨ  
リ之レカ賠償ノ責ニ任セサル可カラサルコト多シ」；要スルニ余ノ  
婚姻豫約ニ關スル意見ハ婚姻豫約其モノハ當然不成立ノモノナリト  
雖トモ多クノ場合ニ於テハ民事上ノ犯罪トシテ違約者ニ有形無形ノ  
損害ヲ賠償スルノ責ヲ負ハシムルヲ得ヘシト云フニ在ルナリ」とい  
い、熊野説と同じ論旨であり、さらに門屋直哉の「婚姻豫約論」  
も、同趣旨の見解を述べている。なお、石山彌平の「結婚豫約につ  
いて」<sup>(6)</sup>は、違約の問題にはふれていないが、婚約の無効論を主張し  
たものであつた。



法典から抹消された元老院提案第三十七條は、このような學說の裡に、ふたたび甦つたものとみることができる。

(1) 村田が、婚約を純粹に契約と考えたかどうかは明らかでない。したがつて、その不當破棄を不法行爲というよりもむしろ債務不履行と考えたかどうか、疑問である。

(2) 「民法正義」人事編卷之壹（上）一九六頁—一九七頁。

(3) 岸本辰雄「民法人事編講義」卷之壹・二七六頁—二八一頁。

(4) 門屋直哉「婚姻豫約論」法學新報第六三號（明治二九年六月）八二頁以下。

(5) 石山彌平「結婚豫約について」法學新報第六二號（明治二九年五月）三九頁以下。

（六月二十一日稿）